

# 令和7年度 第1回 白石町地域公共交通会議 次第

日時：令和7年7月29日（火）  
午前10時00分～

場所：白石町役場 3階 大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 委員等の紹介

【資料1】・・・P1

【資料2】・・・P2

5 地域公共交通会議とは

【資料3】・・・P7

6 議 題

●報告第1号

白石町コミュニティタクシーの運行状況について

- ・「いこカー」及び「予約制いこカー」
- ・「あいのりタクシー福富線」

【資料4-1】・・・P8

【資料4-2】・・・P11

●報告第2号

白石町地域公共交通会議予算の流用について

【資料5】・・・P13

○議案第1号

白石町コミュニティタクシー（予約制いこカー）の  
停留所の廃止、新設、変更について

【資料6】・・・P14

○議案第2号

白石町地域公共交通計画の策定に係る内容協議について 【別紙資料】

7 その他

8 閉 会

# 資料1

(令和6～7年度)

## 令和7年度白石町地域公共交通会議委員名簿

|    | 所属等                                           | 役職等                  |       |
|----|-----------------------------------------------|----------------------|-------|
| 1  | 白石町                                           | 町長                   | (会長)  |
| 2  | 白石町                                           | 副町長                  | (副会長) |
| 3  | 白石町駐在員会                                       | 会長（福富地域駐在員代表）        |       |
| 4  | 白石町駐在員会                                       | 副会長（白石地域駐在員代表）       |       |
| 5  | 白石町駐在員会                                       | 副会長（有明地域駐在員代表）       |       |
| 6  | 白石町老人クラブ連合会                                   | 副会長                  |       |
| 7  | 白石町民生児童委員協議会                                  | 民生委員児童委員             |       |
| 8  | 佐賀県立白石高等学校                                    | 副校長                  |       |
| 9  | 佐賀県立佐賀農業高等学校                                  | 教頭                   |       |
| 10 | 白石警察署                                         | 交通課長                 |       |
| 11 | 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者<br>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者 | (有)錦タクシー取締役          |       |
| 12 | 一般乗合旅客自動車運送事業者                                | 祐徳自動車(株)乗合バス部長       |       |
| 13 | 九州運輸局佐賀運輸支局                                   | 首席運輸企画専門官（企画輸送・監査部門） |       |
| 14 | 佐賀県交通政策課                                      | 地域交通システム室係長          |       |
| 15 | 佐賀県杵藤土木事務所                                    | 管理課管理第二担当係長          |       |
| 16 | （一社）佐賀県 バス・タクシー協会                             | 専務理事                 |       |
| 17 | （福）白石町社会福祉協議会                                 | 事務局長                 |       |
| 18 | 白石町                                           | 建設課長                 |       |

## オブザーバー

|   | 所属等 | 役職等        |
|---|-----|------------|
| 1 | 白石町 | 長寿社会課長     |
| 2 | 白石町 | 新しい学校づくり課長 |

## 事務局

|   | 所属等                | 役職等  |
|---|--------------------|------|
| 1 | 白石町総合戦略課           | 課長   |
| 2 | 白石町総合戦略課           | 課長補佐 |
| 3 | 白石町総合戦略課 重点プロジェクト係 | 係長   |
| 4 | 白石町総合戦略課 重点プロジェクト係 | 主査   |
| 5 | 白石町総合戦略課 重点プロジェクト係 | 主事   |

## 資料 2

### ○白石町地域公共交通会議設置要綱

平成19年6月25日訓令乙第52号

改正 平成23年4月1日訓令乙第2号

平成24年3月30日訓令乙第74号

平成26年2月17日訓令乙第63号

平成26年9月1日訓令乙第48号

平成29年7月20日訓令乙第22号

平成31年3月1日訓令乙第42号

令和2年3月31日訓令乙第82号

令和7年3月19日訓令乙第70号

#### (目的)

第1条 白石町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成および実施に関する協議を行うため設置する。

#### (事務所)

第2条 交通会議の事務所は、白石町役場内に置く。

#### (協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (2) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る協議に関する事項
- (6) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、別表に掲げるものとし、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、白石町長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 交通会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則するが、成立し難い場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 前項の規定に関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとみなすものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第7条 交通会議は会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決

議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で、会議を開催するいとまがない事項

(2) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次の会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第10条 交通会議は、第3条各号に定める事項について、専門的な調査及び検討を行うため、又は、道路運送法第9条第4項に規定する乗合旅客運送の運賃又は料金等に関する事項について、協議するため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、白石町総合戦略課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定める。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 交通会議に監事を 2 人置く。

2 監事は、委員の中から会長が選任する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 15 条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

別表 (第 4 条関係)

| 区 分              | 委 員                  |
|------------------|----------------------|
| 法第 6 条第 2 項第 1 号 | 白石町長                 |
|                  | 白石町副町長               |
| 法第 6 条第 2 項第 2 号 | 公共交通事業者              |
|                  | 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会   |
|                  | 佐賀県杵藤土木事務所           |
|                  | 白石町                  |
| 法第 6 条第 2 項第 3 号 | 白石警察署                |
| 法第 6 条第 2 項第 4 号 | 住民利用者代表              |
|                  | 九州運輸局佐賀運輸支局          |
|                  | 佐賀県交通担当課             |
|                  | 公共交通事業の運転者           |
|                  | 学識経験者その他交通会議が必要と認める者 |

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 21 年訓令乙第 94 号)

この要綱は、平成２２年１月１日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日訓令乙第２号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日訓令乙第７４号）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年２月１７日訓令乙第６３号）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年９月１日訓令乙第４８号）

この要綱は、平成２６年９月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月２０日訓令乙第２２号）

この要綱は、平成２９年７月２０日から施行する。

附 則（平成３１年３月１日訓令乙第４２号）

この要綱は、平成３１年３月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日訓令乙第８２号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１９日訓令乙第７０号）

この要綱は、令和７年３月１９日から施行する。

## 白石町地域公共交通会議とは

## ○「地域交通法に基づく協議会」について

|                    | 根拠法令等                | 協議の目的                                          | 対象となる交通モード               |
|--------------------|----------------------|------------------------------------------------|--------------------------|
| 交通会議               | 道路運送法施行規則<br>(第9条の3) | 乗合旅客運送の態様<br>自家用有償旅客運送の必要性・<br>対価 等            | バス・タクシー（乗合）<br>自家用有償旅客運送 |
| 交通会議<br>(法定協議会)    | 活性化再生法<br>(第6条)      | 地域公共交通計画の作成及び実<br>施                            | 多様な交通モード                 |
| 運賃に関する協<br>議会(分科会) | 道路運送法<br>(第9条、第9条の3) | 地域住民の生活のため旅客の運<br>送を確保する必要がある路線又<br>は運送区域に係る運賃 | バス<br>タクシー               |

●交通弱者などの地域生活の利便性の向上や、町財政負担の健全化を図ることで地域公共交通の活性化と再生を目指し、運送サービスの持続的な提供を確保することを目的として、今年度「白石町地域公共交通計画」を策定する。

●国庫補助（フィーダー補助：赤字の運行経費補助）を受ける要件として交通計画の策定が必須となっている。

●交通計画の策定及び事業の実施に係る主体は「白石町地域公共交通会議」となる。

## ○委員の構成とその役割について

|               |                             | 区分          | 構成員                                 | 役割                                                                               |                                                      |
|---------------|-----------------------------|-------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 「協議結果の尊重義務」あり | 「参加要請応諾義務」あり<br><b>参画必須</b> | 行政          | 市町村                                 | ・関係者間の連携調整<br>・必要な対策の検討・実施<br>・合意された事業の実施                                        |                                                      |
|               |                             |             | 道路・港湾管理者<br>公安委員会                   | ・必要な対策の検討・実施                                                                     |                                                      |
|               |                             | 交通事業者・事業実施者 | バス事業者<br>タクシー事業者 等                  | ・合意された事業の実施                                                                      |                                                      |
|               |                             | 課題に対応した構成員  | 福祉・介護関係事業者<br>学校<br>都道府県<br>地方運輸局 等 | <b>●地域公共交通計画作成への積極的参加（「共同経営者」の意識）</b><br>・公共交通利用促進<br>・住民、地域主体の公共交通の担い手づくりへ積極的関与 |                                                      |
|               |                             | 地域          | 利用者代表（駐在員・老連・民協 等）                  | 積極的関与                                                                            |                                                      |
|               |                             | その他学識経験者等   | その他、地方公共団体が必要と認める者                  |                                                                                  | ・各種提案、地域事例の紹介等<br>・アドバイザーとしての意見、助言                   |
|               |                             | オブザーバー      | テーマに絞った関わりを持つ。                      |                                                                                  | ・協議事項の議決権は持たないが、あくまで会議の場から離れた客観的な立場で関連テーマに絞った関わりを持つ。 |

## 資料4-1

### ○コミュニティタクシー（いこカー・予約制いこカー）の概要

本町は、平成17年1月1日に合併し、「地域の一体化」と「地域全体の発展」という視点を持ってまちづくりを推進しています。

その一つとして、「体系的な交通網の整備・充実」を総合計画に位置づけ、町の一体化を強化するとともに、利用者のニーズや利用実態を踏まえた生活交通手段の確保、効率的な輸送形態など地域の実情に応じた生活交通体系を確立することを目的として、平成17年10月～平成18年3月までは試験的に、平成18年4月から本稼働として、コミュニティタクシーの運行を始めました。

平成22年の7月からは財政面や利用者のニーズ・利便性を考慮しながら、運行体系の抜本的な見直しを図り、通常の定時定路線「いこカー」を6路線から2路線と削減し、代わりに町内を4区域に分けて区域運行するデマンドタクシー「予約制いこカー」を導入しました。

#### 運行状況（令和6年度）

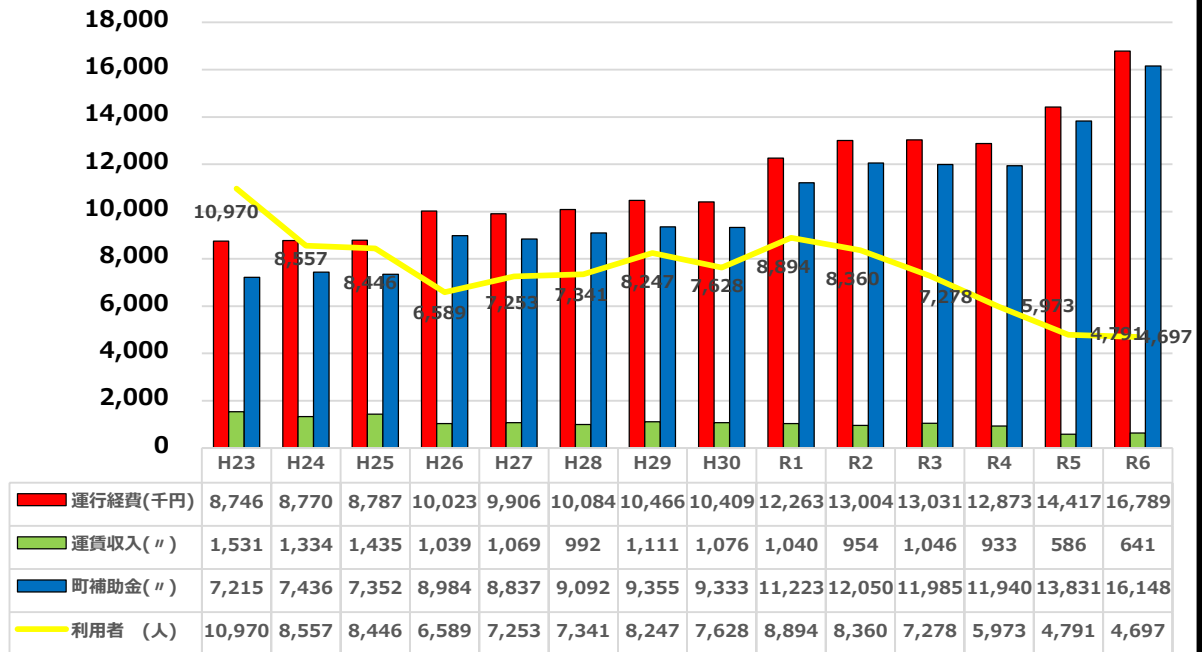
##### ① 定時定路線（いこカー）

- ・ 運行系統：2系統、24便/日
- ・ 輸送人員：4,697人 1日平均19.6人 乗車率0.82人
- ・ 料 金：1路線200円（未就学児は無料・他に半額割引あり）
- ・ 利用目的：（通院：29.2%、通学：44.5%、通勤：3.1%、買い物：7.2%、その他：16.0%）

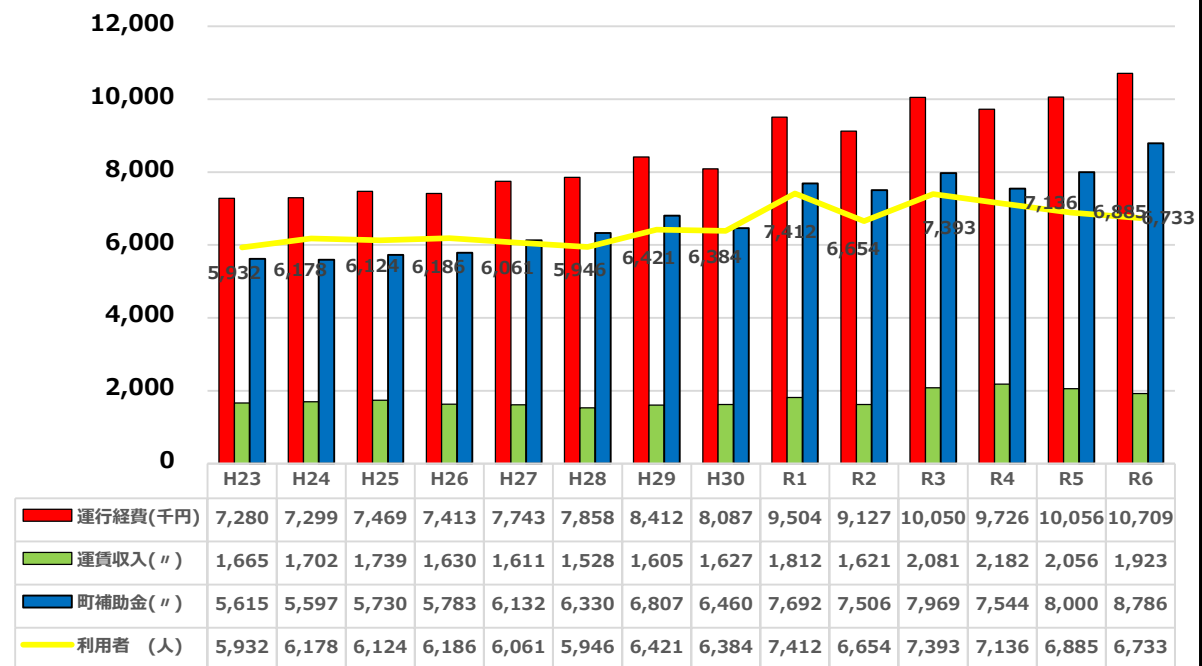
##### ② 区域運行型（予約制いこカー）

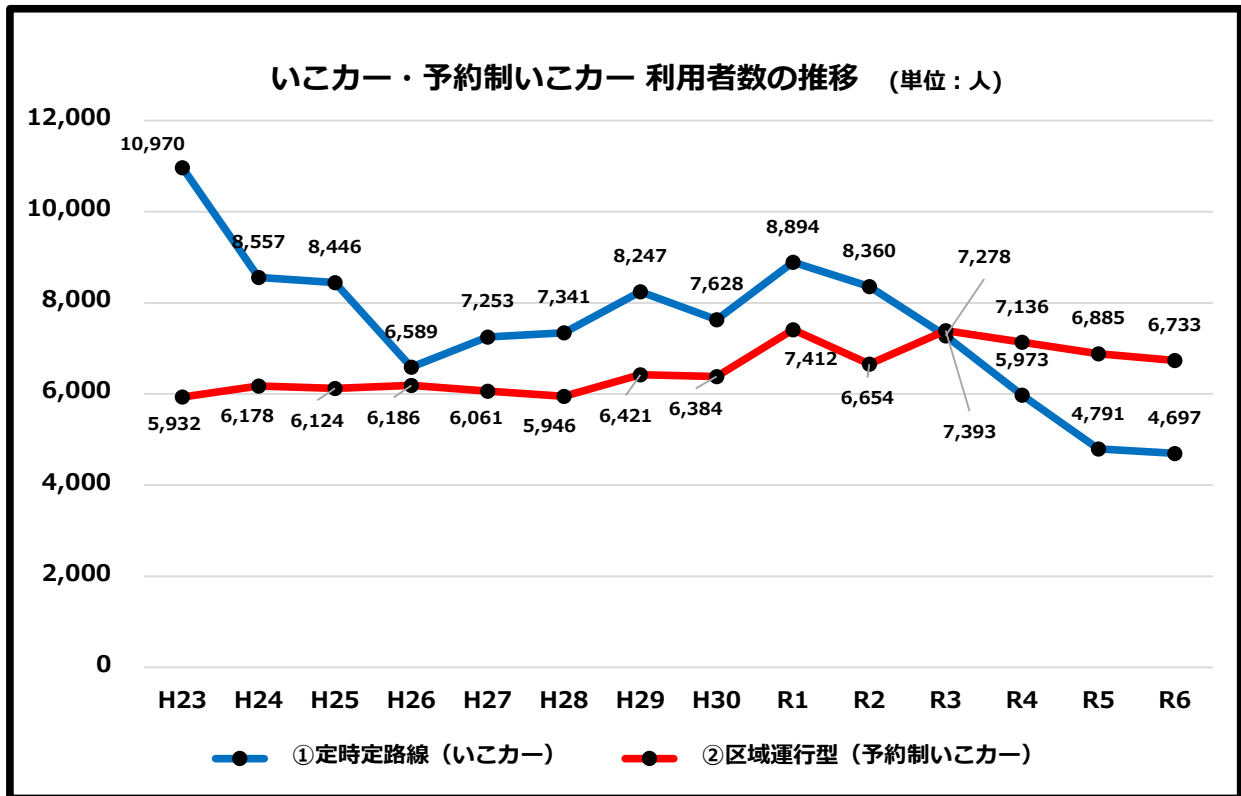
- ・ 運行区域：4区域、9便/区域
- ・ 輸送人員：6,733人 1日平均28.8人 乗車率1.61人
- ・ 料 金：1乗車400円（未就学児は無料・他に半額割引あり）
- ・ 利用目的：（通院：66.1%、通学：0.1%、通勤：0.9%、買い物：17.8%、その他：15.2%）

## いこカー(定時定路線) 運行収支・利用者の推移



## 予約制いこカー(デマンド) 運行収支・利用者の推移





### ○廃止路線代替バス福富線（通称：あいのりタクシー）の概要

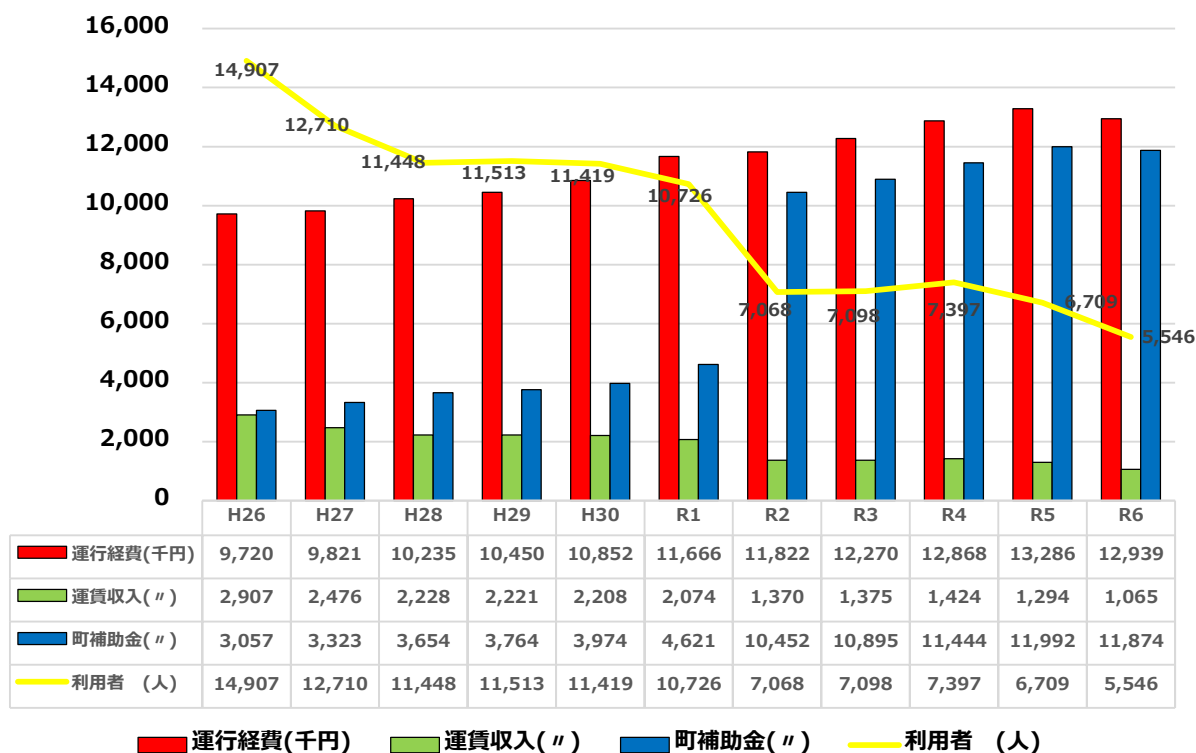
廃止路線代替バスは、福富線（福富－佐賀駅バスセンター）として運行が困難となったことから、平成15年10月から廃止路線代替バスとして祐徳バスが運行をしていましたが、関係自治体（佐賀市・旧久保田町・旧牛津町）の廃止の意向を受け、平成16年10月からは、旧芦刈町と旧福富町でタクシー会社に依頼し、福富ゆうあい館－牛津駅の間をジャンボタクシーでの乗り合い運行に切り替え、料金を一律100円としていました。

その後、合併当初は利用客が増加傾向であったことから、平成18年10月から29人乗りのマイクロバスによる運行に切り替え、これを機に、料金を最初の1区間は100円、2区間以上乗車した場合は、一律200円という料金体系へ変更し運行しておりましたが、利用者数の減少傾向や車両の老朽化に伴い、平成30年2月から13人乗り（運転手含む）ハイエースへ車両を変更し、現在に至っています。

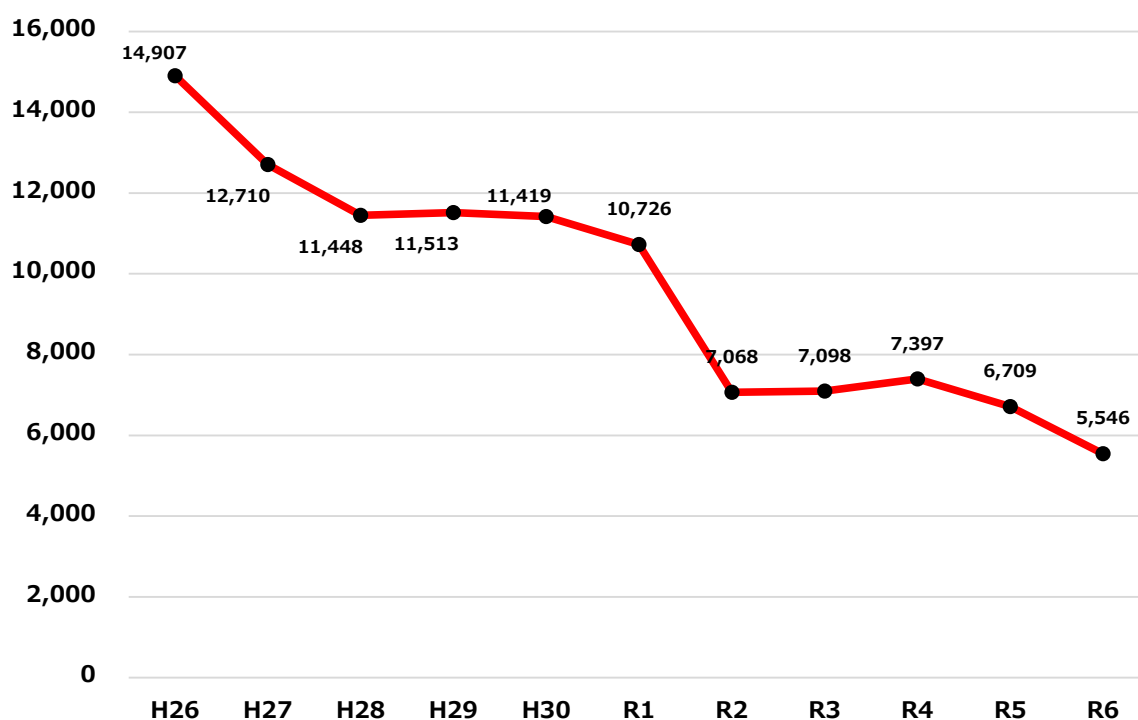
#### 運行状況（令和6年度）※令和5年10月～令和6年9月

- ・ 運行本数：8往復／日（～R1.6.30 10往復／日）
- ・ 輸送人員：5,546人 1日平均15.2人 乗車率0.95人
- ・ 料 金：最初の1区間100円 2区間以上乗車した場合200円  
（未就学児は無料）
- ・ 利用目的：（通院：2.6%、通学：21.8%、通勤：23.4%、買い物等：52.2%）

## あいのりタクシー 運行収支・利用者の推移



## あいのりタクシー 利用者数の推移 (単位: 人)



# 資料5

## 令和7年度白石町地域公共交通会議 予算書

### 【歳入】

| 款       | 項       | 目       | 本年度予算額<br>(千円) | 流用額<br>(千円) | 説 明                          |
|---------|---------|---------|----------------|-------------|------------------------------|
| 1 負担金   | 1 負担金   | 1 負担金   | 9,303          | -           | 白石町負担金 9,303                 |
| 2 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 1,621          | -           | 地域公共交通調査等事業（交通計画策定）補助金 1,621 |
| 3 繰越金   | 1 繰越金   | 1 繰越金   | 0              | -           | 0                            |
| 4 諸収入   | 1 雑入    | 1 雑入    | 0              | -           | 0                            |
| 計       |         |         | 10,924         | -           |                              |

### 【歳出】

| 款     | 項       | 目       | 本年度予算額<br>(千円) | 流用額<br>(千円) | 説 明                                              |
|-------|---------|---------|----------------|-------------|--------------------------------------------------|
| 1 総務費 | 1 総務費   | 1 会議費   | 303            | -15         | 委員報償費 288                                        |
|       |         | 2 事務局費  | 0              | 15          | 事務局消耗品費 15                                       |
| 2 事業費 | 1 事業推進費 | 1 事業費   | 10,621         | -           | ・ 地域公共交通計画策定支援業務費 9,000<br>・ 国庫補助金（町会計へ返還） 1,621 |
|       |         | 2 調査研究費 | 0              | -           | 0                                                |
| 3 予備費 | 1 予備費   | 1 予備費   | 0              | -           |                                                  |
| 計     |         |         | 10,924         | 0           |                                                  |

## 資料6

### 白石町コミュニティタクシー停留所の廃止・新設・変更について

#### 【予約制いこカー】

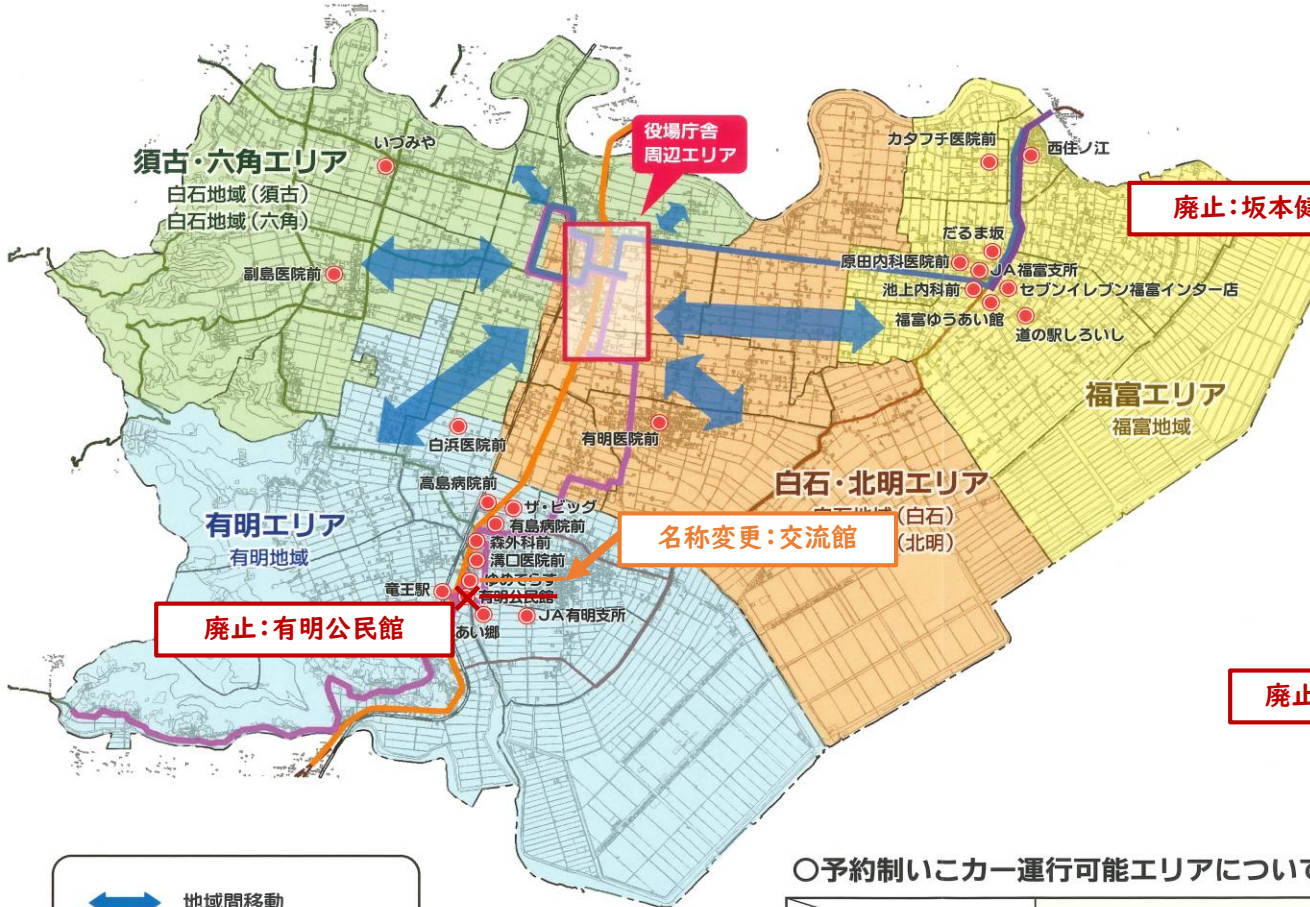
|    | 停留所名    | エリア名          | 変更内容（案）                          | 実施開始時期（案） |
|----|---------|---------------|----------------------------------|-----------|
| 廃止 | 藤井整形外科  | 役場庁舎<br>周辺エリア | 施設の閉鎖に伴い、停留所を廃止する。               | R7.10.1～  |
|    | 坂本健康堂薬局 | 役場庁舎<br>周辺エリア | 「三根眼科」に停留所を新設するため「坂本健康堂薬局」を廃止する。 | R7.10.1～  |
|    | 有明公民館   | 有明エリア         | 施設の閉鎖に伴い、停留所を廃止する。               | R7.10.1～  |

|    | 停留所名    | エリア名          | 変更内容（案）                       | 実施開始時期（案） |
|----|---------|---------------|-------------------------------|-----------|
| 新設 | ふじい整形外科 | 役場庁舎<br>周辺エリア | ふじい整形外科の開設に伴い、停留所を新設する。       | R7.10.1～  |
|    | 三根眼科    | 役場庁舎<br>周辺エリア | 「坂本健康堂薬局」を廃止し「三根眼科」に停留所を新設する。 | R7.10.1～  |
|    | まじま歯科医院 | 役場庁舎<br>周辺エリア | 停留所を新設する。                     | R7.10.1～  |

|    | 停留所名           | エリア名  | 変更内容（案）                   | 実施開始時期（案） |
|----|----------------|-------|---------------------------|-----------|
| 変更 | ゆめてらす<br>⇒ 交流館 | 有明エリア | 停留所名を「ゆめてらす」から「交流館」へ変更する。 | R7.10.1～  |

# 予約制いこカー運行エリア図

【令和7年度版】



## 役場庁舎周辺エリア拡大図



## ○予約制いこカー運行可能エリアについて

|     |       | 予約制いこカー停留所 |       |       |      |      |
|-----|-------|------------|-------|-------|------|------|
|     |       | 役場庁舎周辺     | 須古・六角 | 白石・北明 | 福 富  | 有 明  |
| 自 宅 | 須古・六角 | 利用 ○       | 利用 ○  | 利用 ×  | 利用 × | 利用 × |
|     | 白石・北明 | 利用 ○       | 利用 ×  | 利用 ○  | 利用 × | 利用 × |
|     | 福 富   | 利用 ○       | 利用 ×  | 利用 ×  | 利用 ○ | 利用 × |
|     | 有 明   | 利用 ○       | 利用 ×  | 利用 ×  | 利用 × | 利用 ○ |